

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 用具(使用球・クラブ)の規格

日本ゴルフ協会ゴルフ規則(規則4)を適用する。

3. ホールとホールの間での練習禁止

競技者はプレーを終えたばかりのホールのグリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならない。但しパッティンググリーンおよびアプローチ指定練習場は除く。これに違反して練習ストロークを行った場合、競技者は次のホールで2打打を加えなければならない。そのラウンドの最終ホールの場合、そのホールで罰を受ける。

4. 競技方法(同点の場合の処置)

- (1) 同一ネットの場合は合計年齢の多い方を上位とする。合計年齢が同一の場合には高年齢者のいるチームを上位とする。
- (2) 同一年齢の場合には生年月日による。

5. プレーの中断と再開

- (1) プレーの一時中断については、ゴルフ規則5-7a、b、cに従って処置すること。
- (2) 即時中断(落雷など切迫した危険を伴う場合)。委員会がプレーの即時中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを中断しなければならない、委員会がプレーを再開するまでは別のストロークを行ってはならない。
※この条件の違反の罰は競技失格
- (3) プレーの中断と再開の合図について
通常プレー中断:サイレンを鳴らして通報する。または本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。険悪な気象状況による即時中断:サイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開:サイレンを鳴らして通報する。

6. 移動

ラウンド中の移動についてはカート乗用を認める。

ローカルルール

1. 境界と限界の明確化

- (1) アウト・オブ・バウンズの境界は白杭をもって標示する。
- (2) 修理地の区域は青杭または白線をもって標示する。

2. コースの保護区域

- (1) グリーン上ではパター以外のクラブは使用してはならない。(2打罰)
- (2) ホールアウトしてグリーン及びこれを目的としての練習を禁止する。(2打罰)
- (3) 修理地でのプレーは禁止する。(2打罰)

3. 障害物

- (1) 次の物は障害物とみなす。
集水升、排水溝、側溝、ベンチ、標示板、茶屋、ネット(網)、舗装された道路、タフロード、歩経路の階段、電磁誘導カートレール、固定スプリングラヘッド、フェアウェイ用ヤーデージ盤、支柱。
- (2) 電磁誘導カート用の2本のコンクリート軌道、全幅をもってカート道路とみなす。球がこのカート道路の上にある場合は、ホールに近づかずボールの止まっている箇所の最も近い地点(ニアレスポイント)を定め1クラブレンジ以内にドロップしなければならない。(2打罰)
- (3) バンカー内の流水跡はそのバンカー内にて現位置に最も近く、且つホールに近づかないところへ無罰でドロップすることができる。

4. ジェネラルエリアでは、泥の付いた球は位置マークをした上で罰無しに拾い上げて拭くことができる。その球はリプレースされなければならない。

5. グリーン上においてルールにより球の拾い上げ(位置のマーク)またはリプレースする場合、同伴競技者が代行することができる。

6. その他

- (1) 次のホールにおいて第1打がOBの場合は、前方の特設ティーよりプレイング4にてプレーしなければならない。但し桜島コース8番は、プレイング3とする。